

ねりま防災カレッジ事業カリキュラム等運営業務委託に係るプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「ねりま防災カレッジ事業カリキュラム等運営業務委託」に関して、最適な事業者の選定を行うにあたり、価格のみの競争によらず、企画力や技術力、実績等の観点から選定を行うプロポーザル方式で実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 件名 | ねりま防災カレッジ事業カリキュラム等運営業務委託 |
| (2) 履行期間 | 令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで |
| (3) 履行場所 | 練馬区立防災学習センター(光が丘6-4-1) ほか |
| (4) 業務内容 | ねりま防災カレッジ事業カリキュラム等運営業務委託仕様書
(以下「仕様書」という。) |
| (5) 概算経費 | ¥24,000,000(税込) |

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

※ 消費税については10%で計算するものとする。

3 基本要件

- (1) 募集にあたっては、練馬区(以下「区」という。)のホームページに掲載している練馬区地域防災計画(令和5年度修正)等を参照の上、「ねりま防災カレッジ事業」の目的や基本的な方向(目標、基本方針、機能)などを踏まえ提案すること。
- (2) 本業務は令和7年度(1年間)の契約案件であるが、履行状況により2回まで契約の更新(初年度を含めて最長3年間の委託)をすることができる。
そのため、提案にあたっては、3年間の事業運営を想定した業務内容、運営体制、所要経費について考慮すること。なお、契約の更新は、これを保証するものではないことに留意すること。
- (3) 本業務を過去に受託した実績のある事業者においては、仕様書「6 委託業務」に掲げるカリキュラム等について、過去に実施した講座、講習会、防災企画展と同一の提案は不可とし、新たな企画をすること。

4 参加資格および欠格条項

4-1 参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

- (1) 令和7年度から令和9年度までの業務体制を確保できること。

- (2) 提案書提出時において、区での競争入札参加資格を有していること。

4-2 欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当するもの。
- (2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中であるもの。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中であるもの。
- (4) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納しているもの。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったもの等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にあるもの。
- (6) 共同企業体等、二以上の事業者の結合体またはその連合体にあたるもの。

5 選定方法

5-1 日程（予定）

募集要領等の公表	令和6年11月1日（金）
質問受付期間	令和6年11月7日（木）から 令和6年11月15日（金） 午後6時まで
質問回答期間	令和6年11月22日（金）まで
提案書類受付期間	令和6年11月26日（火） 令和6年12月10日（火） 午後6時まで
一次審査の結果通知	令和7年1月11日（土）まで
二次審査（プレゼンテーション）	令和7年1月29日（水）
二次審査の結果通知	令和7年1月31日（金）まで

5-2 説明会

- (1) 開催日時 令和6年11月7日（木） 午前10時30分から正午まで
- (2) 開催場所 練馬区立防災学習センター3階防災研修室
- (3) 注意事項 説明会の参加人数は、一事業者あたり2名までとする。
説明会の質問事項については、5-3(4)の方法により回答する。

5-3 質問の受付と回答

募集に関する質問は、様式2「質問書」に内容を簡潔に記入の上、区担当部署宛てに
つぎのとおり行うこと。

- (1) 受付期間：令和6年11月7日（木）から令和6年11月15日（金）午後6時まで
- (2) 質問方法：電子メール ㊚：KUMINBOUSAI04@city.nerima.tokyo.jp
- (3) 担当部署：危機管理室 区民防災課 防災学習センター
- (4) 回答方法：質問と回答をとりまとめたうえ、区ホームページにおいて本プロ
ポータルに関するページに掲載する。
- (5) 回答期限：令和6年11月22日（金）まで

5-4 提案書類の提出

参加を希望する者は、提案書類の作成にあたり資料1「企画提案書等提出書類作成要
領」を参照の上、つぎのとおり提出すること。

- (1) 受付期間 令和6年11月26日（火）から 令和6年12月10日（火）まで
午前10時から午後6時まで
※月曜日は休館のため除く
- (2) 提出方法 直接持参すること（郵送は不可とする）
- (3) 提出場所 練馬区立防災学習センター受付窓口（光が丘6-4-1）
- (4) 提出書類 つぎの書類を提出すること。

提出書類		提出 部数
(ア) 事業提案に関 する書類	参加表明書（様式1）	1部
	企画提案書	8部
	企画提案書のデータ（CD-R）	1枚
	受託実績申告書（様式3）	8部
	主たる担当者の資格等申告書（様式4）	8部
	見積書	8部
(イ) 法人の資格等 に関する書類	会社概要（様式5）	1部
	直近の決算に係る財務諸表	1部
	東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格 受付票の写し（裏面印鑑証明部分も含む）	1部
	登記簿謄本	1部

- (5) 提出書類の差し替えおよび再提出
提出書類の提出後、(ア) 事業提案に関する書類の再提出は認めない。

5-5 一次審査

- (1) 一次審査通過者の選定

参加資格を満たすものについて、提出書類に基づき審査を行う。なお、一次
審査の評価が高いものから順に3者程度を一次審査通過者とする。

(2) 一次審査の結果通知

令和7年1月11日（土）までに提出書類様式4に記載の主たる担当者あてに電子メールにより通知する。

5-6 二次審査

(1) 優先契約候補者の選定

一次審査を通過したものについて、令和7年1月29日（水）に、企画提案書等の内容について、プレゼンテーション、質疑応答を行う。そして、二次審査の評価が高いものから順に優先契約候補者として選定する。二次審査の開始時間、実施方法などの詳細については、一次審査の結果通知に合わせて通知する。

(2) 選考時間

1者あたり30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

(3) 説明者

提出書類様式4に記載の主たる担当者が説明すること。会場に入室できる者は主たる担当者を含め2名までとする。

(4) 二次審査の結果通知

令和7年1月31日（金）までに提出書類様式4に記載の主たる担当者あてに電子メールにより通知する。

5-7 評価項目

評価項目は、下表のとおりとする。

(1) 一次審査

評価項目	評価基準
事業者の安定性・継続性	・ 事業効率の状況 ・ 資金力の有無 ・ 借入金の返済能力の有無 ・ 経営の安全性
業務実績	・ 官公庁との受託実績※ ・ 住民等を対象とした防災研修・防災教育を実施した実績
実施体制	・ 業務執行体制、要員配置の妥当性 ・ 要員の研修体制
提案内容	・ 事業目的との整合性 ・ 業務内容の理解度 ・ 提案内容の具体性、実現性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	・ 区民雇用の促進 ・ 再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	・ 区内に本店を有する
その他	・ 地域貢献、社会貢献、環境配慮

※再委託による運営実績については、その旨を記載する。

(2) 二次審査

評価項目	評価の視点
事業者の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効率の状況 ・資金力の有無 ・借入金の返済能力の有無 ・経営の安全性
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・官公庁との受託実績 ・住民等を対象とした防災研修・防災教育を実施した実績
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行体制、要員配置の妥当性 ・要員の研修体制
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的との整合性 ・業務内容の理解度 ・提案内容の具体性、実現性
受託への意欲・熱意	<ul style="list-style-type: none"> ・ねりま防災カレッジ事業の発展・向上につながる独自提案
担当者評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本件を主に担当する者の知識、経験、実績
プレゼンテーション・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・説明能力、受け答えの的確性
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価格の妥当性
区民雇用の促進・区内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・区民雇用の促進 ・再委託をする場合の区内事業者の活用、物品の区内事業者からの調達
区内事業者である	<ul style="list-style-type: none"> ・区内に本店を有する
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献、社会貢献、環境配慮

6 優先契約候補者との協議

(1) 第一順位の優先契約候補者との協議

第一順位の優先契約候補者と区との協議により、企画提案内容を踏まえ、委託業務の詳細な内容を調整し、決定する。

(2) 第二順位の優先契約候補者との協議

第一順位の優先契約候補が本件の契約を辞退した場合もしくは契約締結前に、区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、第二順位の優先契約候補者と協議することができる。第三順位以降については、これと同様に取扱う。

7 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、資料2「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき取扱うものとする。

8 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
- (3) 提出書類の提出から契約締結までの間に、欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとする。また、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする場合がある。
- (6) 提出書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提出内容に、特許権や商標特権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (8) 本件にかかる予算は、令和7年第一回練馬区議会定例会において令和7年度予算が可決され、配当をもって効力を有するものである。予算が成立しない場合、区は契約を締結しない。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (9) 上記（8）により配当された予算額が減額され「2業務概要（5）概算経費」に記載する金額を下回るときは、仕様書に掲げる講座・講習会の実施回数など、数量に係る仕様の調整を行う。
- (10) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議とする。

9 問合せ先・担当

練馬区危機管理室区民防災課防災学習センター 大津、加藤

電話 03-5997-6471

F A X 03-5997-6472

電子メール KUMINBOUSAI04@city.nerima.tokyo.jp